

福生駅西口地区公共施設整備基本計画(案)に関する市民意見

実施期間 令和元年10月1日(火)～10月15日(火)

提出人数 4名 4件

提出方法 メール2名 持参1名 FAX1名

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>すでに公共施設は十分にあり、駅前という経済性の良い立地に作る必要は無い。もし作るのであれば低層階は商業施設にし、高層階を公共施設にするべきである。</p>	<p>福生市では立地適正化計画を平成29年度に策定し、都市機能を駅を中心とした地域へ集約していくという方針のもと、拠点性の強化及び公共施設の利便性向上を目指しております。</p> <p>今回の計画(案)は民間が主体となって行う予定の福生駅西口地区市街地再開発事業の中に、機能を複合化したコンパクトで利便性の高い公共施設を市が整備する計画です。</p> <p>現在のレイアウトや商業施設の配置等に関しましては、関係機関との協議中であるため暫定版であり、変更する場合があります。</p> <p>いただきました御意見につきましては、事業主体とも協議しながら今後の実施計画策定の段階で検討します。</p>
2	<p>公共施設整備とは関係ない、もしくはJR側の案件かもしれませんが、現在はJR福生駅の改札が一つしかなく、不便を感じていらっしゃる方も多いと思います。</p> <p>設備整備とあわせ、JRの改札が増える(駅の両端)ことで利便性が上がると思います。</p> <p>宜しくお願い致します。</p>	<p>福生駅西口地区市街地再開発事業では、福生駅構内につきましては範囲に含める予定ではありません。</p> <p>いただきました改札の増設については、御意見があったことを、東日本旅客鉄道株式会社にも伝えます。</p>

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
3	<p>福生市は昭和45年7月1日市制発足以来、社会教育の充実を市政運営の大きな柱の一つとして位置づけ、体育館、公民館・市民会館、図書館の整備に多大な努力を重ねてきました。</p> <p>図書館についていえば、国民の基本的人権を定めた憲法、地方自治法、教育基本法、社会教育法、図書館法、東京都図書館振興政策に基づき、庁内での十分な検討、議会の承認、市民説明を経て、昭和48年に福生市図書館条例を設置しました。以来、条例を根拠として、現在中央図書館と3分館が配置され、資料貸出し、相談業務、障害者サービス、学校教育、公民館、との連携、乳幼児支援、ボランティア活動との協同、図書館協議会の運営、自治体間相互協力貸出し、近隣自治体市民への相互貸出し、行政への資料提供など、活発な図書館奉仕活動展開し、広く市民の信頼と要望に応えたサービスを行っております。</p> <p>今回令和元年10月1日付「広報ふっさ」により周知された、福生駅西口地区公共施設整備基本計画(案)によりますと、公共施設として2,800㎡の図書館が入るとされ、その運営は指定管理者によるものと記されておりました。しかし指定管理者制度導入による公共図書館の運営には、全国にわたる公共図書館振興に大きな役割を果たしてきた、日本図書館協会も反対を表明しており、文科省も積極的な支援を行っておりません。</p> <p>西口地区計画にある図書館は、民間委託という、今日まで40年以上の歴史を重ねてきた行政が直接責任を負う運営とは、根本的に異なるものであり、その整合性も、評価も示されておりません。このままでは、図書館運営、市政運営に対する市民の期待に沿うものとなるのか、大きな疑義を持つものであります。</p> <p>今後の人口減少による地方行政のあり方は、国のあり方とも深く関連して、広く議論すべき問題であり、性急な計画案は、福生市の将来に大きな悔いを残すのではないかと懸念するものです。</p>	<p>福生市における図書館整備に係る経緯につきましては、御指摘のとおりと承知しています。</p> <p>今回の基本計画(案)を作成する際には、現在の公共施設の様々な状況を確認しながら、管理運営についても行政改革の「市内のすべての『公の施設』について、指定管理者の活用が図られるよう検討する」という方針に基づき検討いたしました。</p> <p>福生駅西口地区に整備しようとする公共施設は、図書館単独ではない複合的な機能を持った施設であり、それぞれの施設が連携してイベントやプログラムを行う等、複合施設の利点を活かし、様々な分野のノウハウが融合する、従来には無い事業展開を目指しています。</p> <p>そこで、当該施設においては、個々の施設に関して専門的なノウハウを持つ企業等で構成された共同事業体(グループ)を指定管理者として選定し、「融合したひとつの施設」として横断的・一体的な管理運営を委ねることで、事業者のアイデアを活用しつつ、施設間の連携や管理を行うことが効率的であると判断いたしました。</p> <p>なお、既存の図書館への指定管理者制度の導入については予定していません。</p> <p>また、ご意見にありました行政が責任を負う運営という点につきましては、今後、事業者の募集、選定に際して市が示す募集要項や、施設整備とサービスの水準を示した「要求水準書」や、選定後の事業者との協議、協定等に市の施策や、計画を反映させていただきます。</p> <p>また、施設運営の段階においても、事業計画のチェック、モニタリングを通じて、指定管理者が提供する公共サービスの水準が維持できているかを確認、評価することで、施設の設置者としての責任を果たしていきます。</p>

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
4	<p>○将来性を見据えた郊外駅前にふさわしい駅前計画、駅前空間、駅前施設とする</p> <p>○福生に相応しいステーションフロントを形成するための魅力あるテーマ性、将来性を見据えた持続的なコンセプトのある計画とする。</p> <p>○駅に隣接する公共施設、商業施設にふさわしい交通計画、人の移動・流出入計画とする</p> <p>○公共施設と商業施設の同時計画だからできる魅力的なコンセプト提示、建物計画、機能配置、空間利用計画、交通計画、歩行者空間計画とする。</p> <p>○市民のための“まちと駅の新たな関係性の構築や魅力”を提供する計画内容とする。</p> <p>○利便性に富んだ市民のための駅近の公共施設に相応しい明確なコンセプトのある公共施設とする。</p> <p>○駅近の特性を生かし、福生にかけている“真に市民の生活と活動を支援”する計画とする。</p> <p>○市民が求める機能と行政が必要とする機能が噛み合った計画とする。</p> <p>※この他にも多くの御意見をいただきましたが、本計画(案)に対する御意見のみとさせていただきますと共に、内容が類似しているものや重複しているものはまとめさせていただきます、要旨のみを掲載しております。</p>	<p>福生駅西口地区公共施設整備につきましては、都市計画法や都市再開発法の関係法令をはじめ、国の基準や指針、東京都の助言に沿って計画を進めております。</p> <p>今後につきましては、いただいた御意見や関係機関協議の結果を考慮しながら、実施計画、基本設計、実施設計と事業を進めていく予定です。</p> <p>また、現在の施設利用者及び有識者等から意見を聞く場なども設け、福生市の顔としてふさわしい施設となるよう、十分に考慮していきます。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の施設整備を進めていく上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今後の事業の進捗状況に応じて市民の意見聴取に努めてまいります。</p>